

平成22年国民生活基礎調査の主な改正内容

調査方法の変更

所得票を「面接他計方式」から「自計方式」へ変更
ただし、回収の際に、調査員による確認を行う。

(参考) 世帯票 平成19年から自計方式
健康票 昭和61年から自計方式(平成13年から密封回収)
介護票 平成19年から自計方式
所得票 平成22年から自計方式
貯蓄票 昭和61年から自計方式(昭和61年から密封回収)

調査事項の見直し

新しいニーズに応えるため追加する調査事項

- 「学歴」を追加(世帯票)
- 「同居していない者」について、有無のみから、人数を含めた把握へ変更(世帯票)
- 「健診後の特定保健指導等の状況」を追加(健康票)
- 「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績」を追加(健康票)
- 「児童手当等」について、「その他の社会保障給付金」から分離し、その額を把握(所得票)

報告者負担軽減の観点から削除する調査事項

- 「1日の平均の片道通勤時間」を削除(世帯票)
- 「世帯を別にしている子の人数」を削除(世帯票)